

コンセッションガイドライン検討会（第3回） ご意見の対応状況について

資料1

No.	ご意見・ご質問の内容	対応方針
資料1-1		
1	デューディリジェンス（DD）に要する期間について、対応方針としての反映はマーケットサウンディングに記載があるため、DDの事例の方に欄を変更してほしい。	2.1 コンセッション方式活用のためのステップ及び2.7.1.(2)民間事業者のDDの箇所にも余裕をもったスケジュールが必要となる旨の記載をいたしました。
資料1-2-2		
1	（第3章 管路施設に係る要求水準の考え方） 道路陥没についての記述：対象施設を本管に限定する必要性が不明(そもそも陥没は本管より取り付け管等が多い)	改正案文の管路施設に係る要求水準の考え方の箇所（2.13.4）に取付管も対象となることを追記いたしました。なお、管路施設としては人孔等も含まれるため、「管路施設（下水道本管や取付管等）」としています。
資料2-1 リスク分担		
1	法令変更の定義が従来型PFIとコンセッションでは異なる。コンセッションの場合の特定法令変更は運営権設定事業のみを狙い撃ちした法令変更を対象としていることを踏まえて記載すべき。	改正案文の法令等変更の箇所（2.12.1(3)③）に、先例を題材とする形で、コンセッションの場合の特定法令等変更の定義を記載しました。
2	浜松市及び宮城県の実例において、特定法令変更のリスクは不可抗力に近い取扱いであり、確かに公共側が負担する設定にはなっていないが、ガイドラインで運営権者が負担するとした場合、発生費用はすべて負担すると読めてしまう。浜松市の事例では、法令変更・要求水準変更・著しい負担で料金設定割合を変更する内容となっており、利用料金及び工期変更で対応という単純な民間帰責とは異なる処理をしている。 契約解除の場合、民間事由であるとのミスリーディングとならないように記載には注意が必要。	改正案文の法令等変更の箇所（2.12.1(3)③）に、誤読が生じないように、先行事例のリスク負担構造を明確に記載しました。
3	特定法令変更・特定条例変更で分けるのも絶対とは限らない。特定法令変更であっても公共負担に寄せることで民間事業者にも数多く参加できるようにするという考え方を否定すべきではない。	改正案文の法令等変更の箇所（2.12.1(3)③）に、特定法令等変更と特定条例変更を区別することは一つの例であることを明記し、民間事業者の参画意欲も考慮して具体的な事例では検討することが望ましい旨記載しました。
4	金利変動リスクも同様である。資金調達できるはずであり、そこについてもリスクを見るか否かであることから、一律の解答ではなく、いずれかを是とするものでもない。	改正案文のリスク分担表において金利リスクの項目について、一律の解答となるものではないことを付記しています。
5	特定法令変更リスクのリスク負担について民間意見を聞いていただきたい。	リスク分担に関して、民間事業者からヒアリングを行いました。特定法令変更に関する意見は、有りませんでした。
6	先行事例と常に整合し過去事例に合わせる必要はないと考える。	改正案文の法令等変更の箇所（2.12.1(3)③）に、あくまでも先行事例は先行事例であることを強調し、個別具体的な案件に応じて内容を決定することが望ましい旨記載しました。
7	法令変更リスク・金利変動リスクの記載内容を変更するのであれば、その理由など丁寧に説明も記載すべきではないか。	改正案文の法令等変更の箇所（2.12.1(3)③）に、原則的な考え方について言及する旨の記載をしました。
8	災害時の役割分担について、災害時の費用負担についても民間事業者が気にする点であり、調整をしっかりとすべきという点を記載すべき。	改正案文の不可抗力発生時の措置に関する箇所（2.16.2）に費用負担についての考え方の記載をしております。
9	全般として、事例がまだ少ない中で、それに依拠しすぎているところがある。先行事例の考え方と現行ガイドラインの考え方の両論併記も考えられる。	改正案文の法令等変更の箇所（2.12.1(3)③）に、あくまでも先行事例は先行事例であることを強調し、個別具体的な案件に応じて内容を決定することが望ましい旨記載しました。
10	コロナ禍に関連し、東日本大震災時の放射能汚染等について、PPP案件の先行事例ではどのような処理をしたか、想定外事象の参考として掲載してはどうか。	改正案文のリスク分担（2.12）において、疫病が不可抗力に含まれることを示すとともに、不可抗力に備える措置に関する箇所（2.16.1）に疫病に対する事前措置の記載をしました。東日本大震災時の放射能汚染等についての処理については、関連自治体に確認しましたがガイドラインへの掲載は見送ることといたしました。

コンセッションガイドライン検討会（第3回） ご意見の対応状況について

資料1

No.	ご意見・ご質問の内容	対応方針
資料2-2 会計処理		
1	総務省における基準委員会の公表について、仕訳例も入れたら分かりやすいのではないかと。ただし、同仕訳が全て正しいわけではない点に留意が必要である。	総務省OAをもとに、2.11.5の末尾に仕訳例を記載しました。
2	会計の費目について、地方公営企業が連結するルールはなく、科目を分けるだけの労力を民間事業者側に負担させるべきなのか疑問である。本件に関しては総務省と連携しながら進めるべき。	2.11.5.(3)の会計費目の箇所に、趣旨を反映しました。
3	区分経理して報告することについて、「特別会計の設置単位ごとに」と記載があるが、間接費の区分が課題になるはずで、あくまで「事例の一つ」とすべき。	2.11.5.(4)の区分経理の箇所において、趣旨を反映しました。
4	検針票の内容について、下水道料金・下水道使用料と2つにわけた場合、使用者が増額したと誤解する恐れがあるのではないかと。	2.11.3.(4)において、ご指摘のような誤解がないように明記しています。また、浜松市の例も参考事例として記載しました。
資料2-3 事業の終了		
1	次期運営者を選定する公募において、競争性を保つためには一定の情報を公表する必要がある。事業終了又は情報公開の記載箇所で、他業者も次回参画しやすくなるような仕組みを記載できれば良いと考える。	事業の終了の箇所（2.19.2.(3).②）で、次期の運営権者選定等への配慮を記載しました。
資料2-4 流域		
1	流域下水道へのコンセッション方式の導入等を検討する際には地域の実情の合わせた手続きが必要とある点について、流域負担金以外の事項について、参考となる留意点があれば記載してはどうか。	先行自治体に確認しましたが、主な留意点としては地元調整ということでしたので、この点について記載しました。
2	SPCが一つの担い手として、段階的に周辺の複数自治体からコンセッション等を受託するパターンについても、参考として記載したらどうか。	2.9.5の広域化の箇所において、ご指摘の内容は記載しております。
資料2-5 雨水排除施設に関する取扱いについて		
資料2-6 KPI		
1	KPIの活用は進めていくべき。民間事業者からの意見にもある通り、統一した項目を国交省で検討できないか。KPIの数は15程に厳選し、比較できる形で実施できるのが望ましい。	2.13.2(2)において、KPIの活用について記載いたしました。また、KPIを増やしすぎることについて留意点を記載しました。
2	国内でも各種協会や業界団体が指標を提示しており、それらが参考になる。ただし、モニタリング項目として活用できる熟度には仕上がっていないというのが実情と考える。実現までに時間はかかると思うが、官民での幅広い意見交換を行っていくことが重要と考える。	現在、国土交通省にて下水道に関するベンチマーキングを別途検討中です。いただいたご意見につきましてはベンチマーキングの検討にて活用させていただきたく存じます。
3	モニタリング項目数について、「指標数が多くなりすぎると管理が煩雑になるため留意が必要なことを記載すべき。	2.13.2(2)において、KPIを増やしすぎることについて留意点を記載しました。
4	公営企業と民間で適用される会計基準が異なる。指標を算定する際には、どのような会計基準に準拠するかにより結果が変わる点に注意が必要である。	現在、国土交通省にて下水道に関するベンチマーキングを別途検討中です。いただいたご意見につきましてはベンチマーキングの検討にて活用させていただきたく存じます。
資料2-7 情報公開		
1	計画と結果のみではなく、管理状況を把握可能な情報を公開することが必要ではないか。業者による秘匿により、公募時の競争性が失われると、より良い事業へ進化しなくなるのではないかと危惧する。	2.18(2)④において、維持管理に関する実施状況の開示が運営事業の競争性確保に寄与する可能性を記載しました。
2	下水道コンセッション実施の意義としては、経営面の改善のみではなく、下水道が持っている様々な情報をオープンにしているという点もあるのではないかと。積極的に情報を公開することで、企業への信用性を高められる。ガイドラインでは、コンセッションの導入をきっかけに情報公開を推進していくという考え方もあることも記載するべきではないか。	2.18(2)④において、維持管理に関する実施状況の開示が運営権者の信用性向上に寄与する旨を記載しました。
3	宮城県では、SPCだけではなくOM会社の情報公開についてどう実施し、それを踏まえてどうするのか。このことについて、事例として掲載するべきではないか。	2.18(2)④における、事業開始後の情報公開に関する考え方の項目に追加しました。
4	重要なことは、運営手法を問わず事業がどのような状態にあるのかを使用者目線でわかりやすく開示をすることではないか。透明性を高め、使用者の関心を高めることが大事だということに記載するべき。	2.18(2)④における、事業開始後の情報公開に関する考え方の項目に追加しました。

コンセッションガイドライン検討会（第3回） ご意見の対応状況について

資料 1

No.	ご意見・ご質問の内容	対応方針
12月23日送付資料		
総論		
1	「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版：令和3年6月18日 民間資金等活用事業推進会議決定）」を引用しているが、PPP/PFIの活用がSDGsやカーボンニュートラルに直結するかのような印象を与えるので可能なら避けられないか。むしろ、PPP/PFI導入に際し、地球環境や人権に配慮することを運営権者に義務付けるべきだと考える。	他の委員の意見及び政府意見をもとに記載しています。また、政府の動きとして、このような目的も含めて活用推進していくこととしており、ご理解いただきたい。
マーケットサウンディング		
1	書面には現れない情報とは、具体的にどのように情報開示するのか。	2.7.1.(2)に記載している現地調査等により、直接民間事業者を確認してもらうことで対応することを想定しています。
事業者選定		
1	民間事業者の審査項目について、金銭面が先に来ている。先行事例では技術面を重視していると思われる。	2.14.4(1)に記載している順序を入れ替えました。また、(2)(3)(4)の順序を入れ替えました。
2	先行事例の選定基準が出典となっているが、一般に入手可能なか？入手できるURLなど記述したらどうか。	資料集として、先行事例の公募資料等を別添することを検討しております。
3	応募者の絞り込み例が図表として掲載されているが、事例はあるのか？あれば、出典の記載をし、なければ"例"ではなく"イメージ"としたらどうか。	事例からの引用ではないため、「イメージ」といたしました。
モニタリング		
1	使用料を支払っている市民にも、モニタリング結果を公表し、透明性を高める努力をする必要があることを記載すべき。	2.15.1(1)において、その旨追記しました。
2	他のガイドラインやマニュアルを参照する旨記載があるが、必要なか？	維持管理業務においては、包括的民間委託を対象としたガイドライン・マニュアルは参考になると考えます。
3	中立的な立場からのモニタリングでは、管理者が出資している等の組織は望ましくなのではないか？日本下水道事業団は自治体(管理者)出資、また、当該管理者出資の三セクは中立的な立場とは言えない。また、日本下水道新技術機構は該当しないのか。	2.15.2(3)②において、中立的な立場から外部機関がモニタリングする場合の留意点を記載しました。また、日本下水道新技術機構も該当する旨についても追記いたしました。
4	運営権者が行うセルフモニタリングを管理者が「確認、承諾する」必要があるか。	2.15.4(1)において、「承諾」を削除しました。「確認」については、運営権者が確りとセルフモニタリングを行っていることを確認する意図で記載しております。
5	抜き打ちによる現地確認の実施は、移動時間や対応など余計な負担になるのではないか。	ご指摘の通り、現地確認の対応など負担になる場合もありますが、報告書として書類作成するよりも現物を確認したほうが負担が少なくなるなど考えられるため、工夫しだいで負担が軽減される旨修正しました。
6	「ii 中立的な立場からおこなう外部機関によるモニタリング」と「iii 外部機関によるモニタリングの留意点」について、iiでは、費用を管理者および運営権者の双方が負担とあるが、他方で、iiiでは、運営権対価や下水道使用料に含めるとあり、運営権者または下水道利用者（住民）が負担することとされる。 iiおよびiiiのいずれも外部機関によるモニタリングにかかるガイドラインであるが、異なるケースを想定されているのか。そうであれば、もう少し補足説明が必要ではないか。	誤解を招く記載でしたので、簡素に修正しました。